



2022-2023

ライオンズ必携

第 60 版

主な改訂個所一覧表

2022 年 9 月 30 日

330 331 332 333 334 335 336 337 複合地区

一般社団法人日本ライオンズ 2021-2022 年度会則委員会

注：2020-2021 年度ライオンズ必携第 59 版の発行以降，2021-2022 年度版は発行されていません。

1. 国際協会の使命声明文（2021 年 10 月サンディエゴ国際理事会決議）

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.10 協会の使命声明文 <u>ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与える。</u> （英語原文） MISSION STATEMENT TO EMPOWER Lions clubs, volunteers, and partners to improve health and well-being, strengthen communities, and support those in need through humanitarian services and grants that impact lives globally, and encourage peace and international understanding.	ライオンズ必携第 59 版 P.10 協会の使命声明文 ライオンズクラブを通じて、ボランティアに社会奉仕の手段を与え、人道的ニーズを満たし、平和と国際理解を育む （英語原文） MISSION STATEMENT TO EMPOWER volunteers to serve their communities, meet humanitarian needs, encourage peace and promote international understanding through Lions clubs. （全文を差し替える。なお 2021 年 8 月 LCIF 理事会で、LCIF の使命声明文を更新しているが、新しい LCIF 使命声明文は協会（LCI）のものと一致しているので、第 60 版 P.198 の表記を左記のとおりとする。）

2. 国際会則及び付則の改正（第 103 回国際大会 2021 年 6 月バーチャル）

● 国際会則第 5 条第 4 項（a）

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.43 国際会則第 5 条 役員及び国際理事会 第 4 項 選挙、役員の任期、空席。 (a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。<u>ただし、政府の規制または協会が抑制できない外部事象により国際大会が開催できない場合には、執行役員および国際理事を選出するための代替手段が、国際理事会によって承認されることがある。それ以外の点では、選挙は、本会則及び付則の規定に従って行われるものとする。</u>	ライオンズ必携第 59 版 P.43 国際会則第 5 条 役員及び国際理事会 第 4 項 選挙、役員の任期、空席。 (a) 執行役員及び国際理事は、本協会の年次大会で選出される。 （国際大会が開催できない場合には、国際理事会に、執行役員及び国際理事選出のための代替手段を承認する権限を与える規定を追加挿入する。）

● 国際付則第 2 条第 4 項 (a), 第 5 項, 第 6 項, 第 4 条第 1 項, 第 9 条第 6 項

改訂 (60 版)	旧 (59 版)
ライオンズ必携第 60 版 P.52-53 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 4 項 候補者推薦及び推薦証明。 (a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き, それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は, 国際本部から提供される用紙を使って, 地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は, 国際理事候補者の場合には, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 60 日* 前までに, 第三副会長候補者の場合には 90 日前までに, 国際本部に到着していなければならない。(以下略) *推薦証明書の提出期間を 30 日から 60 日に変更する規定は 2022 年 7 月 1 日に発効する。	ライオンズ必携第 59 版 P.52-53 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 4 項 候補者推薦及び推薦証明。 (a) 空席が生じて本付則又は会則の規定の下に役職が補充される場合(この場合の立候補には推薦も推薦証明も必要としない)を除き, それぞれ該当する単一地区キャビネットあるいは準地区キャビネット及び複合地区協議会の議長及び幹事は, 国際本部から提供される用紙を使って, 地区ガバナー以外のすべての国際役員候補者の推薦を証明しなければならない。この推薦証明書は, 国際理事候補者の場合には, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開催日の 30 日 前までに, 第三副会長候補者の場合には 90 日前までに, 国際本部に到着していなければならない。(以下略) (国際理事候補者の推薦証明書の提出期間を 30 日から 60 日に変更する。従って日本の国際理事候補者推薦選挙手続規則第 8 条国際本部への届出は 60 日前に改訂される。)
ライオンズ必携第 60 版 P.54 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 5 項 代表権。 (a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一, 準, 複合)から 1 人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により, アメリカ合衆国から出る理事のうちの 1 人又はカナダからの 1 人の理事とみなされる。この選択については, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の 60 日* 前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず, それが投票用紙に記載される。 *推薦証明書の提出期間を 30 日から 60 日に変更する規定は 2022 年 7 月 1 日に発効する。	ライオンズ必携第 59 版 P.54 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 5 項 代表権。 (a) アメリカ合衆国及びカナダにクラブがある地区(単一, 準, 複合)から 1 人の理事を選出することができる。この場合候補者の選択により, アメリカ合衆国から出る理事のうちの 1 人又はカナダからの 1 人の理事とみなされる。この選択については, 推薦された候補者に対して投票が行われる国際大会開会日の 30 日 前までに推薦証明書を国際本部に提出しなければならないという本付則又は会則に従って推薦証明書を提出する時までに文書で国際本部に表明しなければならず, それが投票用紙に記載される。 (国際理事候補者の推薦証明書の提出期間を 30 日から 60 日に変更するよう変更する。ただし発効日を明示している*印の注記については, ライオンズ必携第 60 版が 2022 年 7 月 1 日以降に発行されるため, 本文中に掲載しない。)

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.55 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 6 項 国際指名委員会。会長は、各年次大会の際または大会前 180 日以内に、9 人の代議員から成る指名委員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員であってはならないし、2 人以上が同一の単一地区又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会長はまた、大会<u>で選挙を行うための日時</u>を定めなければならない。指名委員会は、（以下略）	ライオンズ必携第 59 版 P.55 国際付則第 2 条 国際理事会選挙 第 6 項 国際指名委員会。会長は、各年次大会の際または大会前 180 日以内に、9 人の代議員から成る指名委員会を任命する。そのうちいずれも、本協会の役員であってはならないし、2 人以上が同一の単一地区又は複合地区のクラブ会員であってはならない。会長はまた、大会<u>の最終日に選挙を行うための時間</u>を定めなければならない。指名委員会は、（以下略） （下線部分を左記のとおりとし、国際大会期間中の 3 日間にわたって投票を行うという現行のやり方を反映させる。）
ライオンズ必携第 60 版 P.57 国際付則第 4 条 国際理事会の委員会 第 1 項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3 人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には 8 人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。 (a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング (j) 奉仕事業 (k) テクノロジー (l) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会	ライオンズ必携第 59 版 P.57 国際付則第 4 条 国際理事会の委員会 第 1 項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3 人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には 8 人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。 (a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング・<u>コミュニケーション</u> (j) 奉仕事業 (k) テクノロジー (l) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会 （(i) の委員会名を「マーケティング・コミュニケーション」から「マーケティング」に変更する。）

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.70-71 国際付則第 9 条 地区大会及び選挙 第 6 項 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。 (c) 第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナー選挙は無記名投票で行われなければならない。第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。 (略) 第二副地区ガバナー候補者は、 (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、 (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、 (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、 (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に 2 年以上務め、かつ (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。 (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。 <u>(4) 地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。*</u> *この変更は 2022 年 7 月 1 日に発効する。	ライオンズ必携第 59 版 P.70-71 国際付則第 9 条 地区大会及び選挙 第 6 項 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。 (c) 第二副地区ガバナー。第二副地区ガバナー選挙は無記名投票で行われなければならない。第二副地区ガバナー候補者がその選挙で当選したと宣言されるには、出席して投票した代議員の過半数の賛成投票を得なければならない。 (略) 第二副地区ガバナー候補者は、 (1) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、 (2) 所属クラブの推薦、あるいは所属単一又は準地区内過半数のクラブの推薦を受け、 (3) 第二副地区ガバナー就任の時点で、 (a) クラブ会長を全期又は過半の期間、そして理事会構成員として更に 2 年以上務め、かつ (b) ゾーン・チェアパーソン又はリジョン・チェアパーソンあるいはキャビネット幹事及び（又は）会計として全期又は過半の期間務めた者でなければならない。 (c) 上記のいずれも、同時に達成させることはできない。 （第二副地区ガバナーの資格要件を変更し、地区ガバナーを過去に務めたライオンは第二副地区ガバナーとして選出される対象とはならないようにする。ただし発効日を明示している*印の注記については、ライオンズ必携第 60 版が 2022 年 7 月 1 日以降の発行であるため、本文中に掲載しない。） ➡ライオンズ必携第 59 版 P.155 複合地区会則第 14 条 4 (2) 項の副地区ガバナーの空席補充の条文に、「地区ガバナーとして全期または過半期間務めていない。」の規定が適用される。上記 (2) 項及び標準版地区付則第 2 条第 6 項に規定されるとおり「所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、」の条件が加わる。）

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.71-72 国際付則第 9 条 地区大会及び選挙 第 6 項 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。 (e) 地区ガバナー空席補充手順。国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、通常の監査規定が適用される。この任命を行うにあたり、また本付則又は会則の下に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナーのほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦に拘束されないが、いかなる推薦も考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから 15 日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内を<u>その会議の 15 日前までに</u>出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を 7 日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナー職への任命を受ける候補者となる 1 人のライオンに 1 票を投じることができる。	ライオンズ必携第 59 版 P.71-72 国際付則第 9 条 地区大会及び選挙 第 6 項 地区ガバナー/第一及び第二副地区ガバナー選挙手順。 (e) 地区ガバナー空席補充手順。国際理事会は、選出された地区ガバナーが会則の下に就任する時に先立って、地区ガバナーを任命することができ、その場合に被任命者は、選出されたと同様に扱われ、普通の監査規定が適用される。この任命を行うにあたり、また本付則又は会則の下に地区ガバナー職の空席を埋めるにあたり、国際理事会は、地区ガバナー、前地区ガバナー、第一及び第二副地区ガバナー、<u>リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</u>、幹事及び会計又は幹事兼会計のほか、地区内のグッドスタンディング・ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際会長、元国際理事、並びに元地区ガバナーの全員が出席の案内を受けた会議で採決された推薦に拘束されないが、いかなる推薦も考慮する。この会議は、国際理事会の通達を受けてから 15 日以内に開かれる。前地区ガバナー、ただし不可能な場合には任務遂行可能な最も近年の元地区ガバナーが、同会議出席の案内を出し、議長として同会議を主宰する。議長は、会議の結果を 7 日以内に国際理事会に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員は、地区ガバナー職への任命を受ける候補者となる 1 人のライオンに 1 票を投じることができる。 （地区ガバナーの空席補充のための特別会議においては、任命により役職に就いている者から投票権を取り除くこと、かつ有資格者の出席者全員に対して 15 日前に通知が行わなければならないとする。従って、上記下線部分の役職者（RC,ZC,SEC,TRE）を削除するとともに、会議案内を 15 日前までに出す文言を追加挿入する。） ➡ライオンズ必携第 59 版 P.154 複合地区会則第 14 条 4(2) 項の副地区ガバナーの空席補充の条文は国際付則改正に伴い、「現キャビネット構成員」のうち、DG 任命による役職者は特別会議出席者の対象外となる。

3. 国際付則の改正（第 104 回国際大会 2022 年 6 月モントリオール）

- 国際付則第 12 条第 2 項 会費値上げ 3 年間に亘って合計 7 ドルの増額案が可決承認された。

2023 年 7 月 1 日より 3 ドル増額（年 43 ドル→年 46 ドルへ/半期分 21.5 ドル→23 ドルへ）

2024 年 7 月 1 日より 2 ドル増額（年 46 ドル→年 48 ドルへ/半期分 23 ドル→24 ドルへ）

2025 年 7 月 1 日より 2 ドル増額（年 48 ドル→年 50 ドルへ/半期分 24 ドル→25 ドルへ）

改訂（60 版）	旧（59 版）
ライオンズ必携第 60 版 P.81-82 国際付則第 12 条 入会金及び会費 第 1 項。会員報告。各正クラブは、すべての新会員の氏名を、国際理事会が定める方法で、その期限内に国際本部に報告し、国際理事会が定める通りに、各新会員の入会金を納入しなければならない。 第 2 項。会費。 (a) 半期分国際会費として米ドルによる 21 ドル 50 セント (US\$21.50) が、6 月と 12 月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。 2023 年 7 月 1 日を発行日として、「21 ドル 50 セント (US\$21.50)」との語句を削除し、「23 ドル (US\$23.00)」との語句に差し替える。 2024 年 7 月 1 日を発行日として、「23 ドル (US\$23.00)」との語句を削除し、「24 ドル (US\$24.00)」との語句に差し替える。 2025 年 7 月 1 日を発行日として、「24 ドル (US\$24.00)」との語句を削除し、「25 ドル (US\$25.00)」との語句に差し替える。 （以下略）	ライオンズ必携第 59 版 P.81 国際付則第 12 条 入会金及び会費 第 1 項。会員報告。各正クラブは、すべての新会員の氏名を、国際理事会が定める方法で、その期限内に国際本部に報告し、国際理事会が定める通りに、各新会員の入会金を納入しなければならない。 第 2 項。会費。 (a) 半期分国際会費として米ドルによる 21 ドル 50 セント (US\$21.50) が、6 月と 12 月の会員報告書に示される各クラブの会員数に基づいてクラブの各会員に課され、各クラブは国際理事会が定める通りにこれを国際本部に支払うものとする。ただし、本項(b)および(c)に規定される場合を除く。 （以下略） （第 104 回モントリオール国際大会で過半数得票により可決承認されたので、現行の条文の下に枠を設けて、それぞれ有効となる年月日と値上げされた半期分会費の額を明記する。）

4. 標準版ライオンズクラブ会則及び付則の改正（2022年4月ハワイ国際理事会）

● 標準版クラブ会則第7条第1項、付則第3条第9項、第5条第1項(e)

改訂（60版）	旧（59版）
ライオンズ必携第60版P.99 クラブ会則第7条 役員 第1項 役員 会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング委員長、会員委員長を本クラブの役員とする。	ライオンズ必携第59版P.99 クラブ会則第7条 役員 第1項 役員 会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、会員委員長を本クラブの役員とする。
ライオンズ必携第60版P.120-121 クラブ付則第3条 役員の任務 第9項 マーケティング委員長。 本役職の責務は次の通りである。 (a) <u>クラブ会員委員長と協力して、クラブ会員、ソーシャルメディアや報道機関、支持者/協賛者、新会員候補者を含む、ライオンズ内外に向けてに考慮された、年間のマーケティング計画を策定及び実施する。</u> (b) <u>グローバル・アクション・チームと直接に協力して、すべての会員、指導力育成、奉仕プログラム、プロジェクト及び催しとの繋がりが保てるようにする。</u> (c) <u>グローバル・ブランドガイドラインを理解し、クラブの催しや奉仕プロジェクトにブランド素材の適切な使用を支援する。</u> (d) <u>ソーシャルメディアでクラブの活動を宣伝する。ソーシャルメディアの投稿カレンダーを作成して、クラブの奉仕、地域社会の活動、会員活動をフォローする。</u> (e) クラブ会員委員長と緊密に協力し、新会員候補者に的を絞って入会するよう働きかける。 (f) <u>クラブ会員のためのクラブマーケティングと広報の話題を発展させる。ロコミマーケティングの戦術を使用して、クラブを宣伝し、新会員を勧誘する。</u> (g) <u>クラブの指導者と協力して、ライオンズ国際マーケティング・アワードで検討されるためにマーケティング・アワード公式応募フォームを提出する。</u> (h) <u>会員がブランドアンバサダーになるよう動機付ける。地域社会参加の機会に、写真を撮り、ソーシャルメディアでシェアし、ブランドの</u>	ライオンズ必携第59版P.120-121 クラブ付則第3条 役員の任務 第9項 マーケティング・コミュニケーション委員長。 本役職の責務は次の通りである。 (a) クラブ会員、報道機関、支持者/協賛者、新会員候補者を含む、ライオンズ内外に向けた、年間のコミュニケーション計画を策定及び実施する。 (b) 奉仕事業、募金活動、寄付、ライオンズクラブ国際協会主催の各種コンテスト、報道価値のあるその他の功績等、クラブの活動について、報道機関、ソーシャルメディア、情報伝達に効果的なその他の手段を用いてクラブ内外両方に公表する。 (c) ソーシャルメディアを通じて、人道支援活動、地域社会の参加、会員増強の取り組みを拡張する。 (d) クラブの会員にコミュニケーションツールを提供し、ソーシャルメディア、ロコミ、その他効果的な情報伝達手段を用いてクラブの活動推進に参加するよう、クラブの会員全員に奨励する。 (e) 地区、複合地区、国際本部からの情報をクラブの会員に伝達する上でクラブ会長を補佐する。 (f) クラブ会員委員長と緊密に協力し、新会員候補者に的を絞って入会するよう働きかける。 (g) 必要に応じて、本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。 (h) 地区マーケティング・コミュニケーション委員長が開催する会議に参加する。

<u>パレルを着用してライオンズのメッセージを共有するよう会員に奨励する。</u> (i) 奉仕事業，募金活動，寄付，ライオンズクラブ国際協会主催の各種コンテスト，報道価値のあるその他の功績等，クラブの活動について，<u>ニュースメディア，ソーシャルメディア，その他の効果的な手段を用いて</u>クラブ内外両方に宣伝する。 (j) 地区，複合地区，国際本部からの情報をクラブの会員に伝達する上でクラブ会長を補佐する。 (k) 必要に応じて，本クラブが所属するゾーンの地区ガバナー諮問委員会に出席する。 (l) 地区マーケティング委員長が開催する会議に参加する。	(2022-2023 年度標準版クラブ付則改正条文（英語原文）を基に日本語に翻訳し，差し替える。赤字部分は英語原文の網掛け箇所に相当する。ライオンズ必携発行スケジュールに間に合わなかったため，会則委員長が了承された原稿を印刷に回している。国際本部翻訳版は国際協会ウェブサイトから入手することができる。)
ライオンズ必携第 60 版 P.125 クラブ付則第 5 条 委員会 第 1 項 常設委員会 (略) (e) マーケティング委員会。<u>クラブ</u>マーケティング委員長を議長とする<u>マーケティング委員会</u>は，<u>クラブのマーケティング計画の策定を支援する。マーケティング委員会は理事会の支援を得て，クラブ内外に効果的な</u>情報伝達が行われるようにし，地域社会におけるクラブの活動に対する<u>一般の意識を高め，認知度</u>向上を<u>図る。</u>	ライオンズ必携第 59 版 P.124 クラブ付則第 5 条 委員会 第 1 項 常設委員会 (略) (e) <u>マーケティング・コミュニケーション委員会</u> マーケティング・コミュニケーション委員長を議長とし，クラブ内外に効果的な情報伝達が行われるようにし，社会イメージの再形成と地域社会におけるクラブの活動に対する知名度の向上を目指す。

5. 複合地区会則の改正（2021年5月第67回330複合地区年次大会）

- 複合地区会則第6条1項，第14条4（2）項－331～337複合地区条文と一致させる。

6. 複合地区会則の改正（2022年5月，6月第68回各複合地区年次大会または代議員書面決議）

- 複合地区会則第5条8項，第16条1(b)項*，第18条19項

*330複合地区のみ上程していないため，「地区ライオネス委員長」が残る旨注釈を挿入する。

改訂（60版）	旧（59版）
ライオンズ必携第60版 P.142 複合地区会則第5条 複合地区ガバナー協議会 8. ガバナー協議会の定例会議は年3回とし，その他必要に応じて開くことができる。会議は構成員の過半数をもって定足数とし，決議は出席構成員の過半数をもって決する。 ガバナー協議会構成員以外の複合地区役員は，招集に応じてガバナー協議会に出席し，意見を述べるができるが，投票権は持たない。	ライオンズ必携第59版 P.142 複合地区会則第5条 複合地区ガバナー協議会 8. ガバナー協議会の定例会議は年3回とし，その他必要に応じて開くことができる。会議は構成員の3分の2をもって定足数とし，決議は出席構成員の3分の2以上をもって決する。 ガバナー協議会構成員以外の複合地区役員は，招集に応じてガバナー協議会に出席し，意見を述べることができるが，投票権は持たない。
ライオンズ必携第60版 P.155 複合地区会則第16条 キャビネット構成員 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。 (a) 略 (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。 地区会則委員長，地区PR委員長，地区会員委員長，地区国際関係委員長，地区YCE委員長，地区ライオンズ情報委員長，地区エクステンション委員長，地区視覚障害者福祉委員長，地区聴覚・言語障害者福祉委員長，地区レオ委員長，地区環境保全委員長，地区LCIF委員長，地区大会参加委員長，地区指導力育成委員長，(*)地区ライオンズクエスト委員長，地区献血委員長，地区IT委員長，地区文化および地域社会活動委員長，地区会員維持委員長，地区女性および家族会員増強委員長，地区アラート委員長，地区青少年委員長 (*) 330複合地区のみ「地区ライオネス委員長」が残っている。	ライオンズ必携第59版 P.156 複合地区会則第16条 キャビネット構成員 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。 (a) 略 (b) 下記のうち地区ガバナーが必要と認めて任命した者。 地区会則委員長，地区PR委員長，地区会員委員長，地区国際関係委員長，地区YCE委員長，地区ライオンズ情報委員長，地区エクステンション委員長，地区視覚障害者福祉委員長，地区聴覚・言語障害者福祉委員長，地区レオ委員長，地区環境保全委員長，地区LCIF委員長，<u>地区ライオネス委員長</u>，地区大会参加委員長，地区指導力育成委員長，地区ライオンズクエスト委員長，地区献血委員長，地区IT委員長，地区文化および地域社会活動委員長，地区会員維持委員長，地区女性および家族会員増強委員長，地区アラート委員長，地区青少年委員長 （下線部分を削除する。）
ライオンズ必携第60版 P.158 複合地区会則第18条 キャビネット構成員の任務 19. 地区アラート委員長は地区ガバナーの指揮のもとに，アラート活動の推進・指導に当たる。	ライオンズ必携第59版 P.159 複合地区会則第18条 キャビネット構成員の任務 19. 地区ライオネス委員長は地区ガバナーの指揮のもとに，ライオネスクラブ結成および活動の推進指導に当たる。

7. 国際理事候補者推薦選挙手続規則の改正（2022年5月、6月第68回各複合地区年次大会
または代議員書面決議）

●第16条

改訂（60版）	旧（59版）
ライオンズ必携第60版P.169-170 国際理事候補者推薦選挙手続規則 第16条 投票人 投票人は、330～337複合地区に所属する会員のうち以下の通りとする。 現・元国際会長 現・元国際理事 <u>現・元国際理事会アポインティ</u> <u>現・元LCIF理事</u> 現一般社団法人日本ライオンズ理事会構成員 現地区ガバナー 第1副地区ガバナー 第2副地区ガバナー 選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票人になることはできない。	ライオンズ必携第59版P.170-171 国際理事候補者推薦選挙手続規則 第16条 投票人 投票人は、330～337複合地区に所属する会員のうち以下の通りとする。 現・元国際会長 現・元国際理事 現一般社団法人日本ライオンズ理事会構成員 現地区ガバナー 第1副地区ガバナー 第2副地区ガバナー 選挙管理委員会の委員長並びに委員および候補者は投票人になることはできない。 （左記のとおり、挿入する。なお330複合地区は「現・元LCIF国際理事」の名称で決議しているが、6/20第7回会則委員会において他の複合地区と同じ表記での掲載を了承。）
ライオンズ必携第60版P.167 国際理事候補者推薦選挙手続規則 第8条 国際本部への届出 準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦がなされた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びに複合地区ガバナー協議会議長および同協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の<u>60日</u>前までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、第16条記載の投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。	ライオンズ必携第59版P.168-169 国際理事候補者推薦選挙手続規則 第8条 国際本部への届出 準地区並びに複合地区年次大会で立候補者の立候補推薦がなされた場合、地区ガバナーおよびキャビネット幹事、並びに複合地区ガバナー協議会議長および同協議会幹事は、準地区および複合地区の推薦証明書を、選挙の行われる国際年次大会開会の<u>30日前*</u>までに国際本部に到着するよう提出しなければならない。ただし、第16条記載の投票人による選挙が予想される状況においては投票結果が出るまで、推薦証明書の提出を差し控えるのが望ましい。 <u>*2020年6月オンライン国際理事会決議事項要約では、「国際理事候補者の推薦証明の提出期限を、国際大会の開会日30日前までから60日前に変更した。」との記載があるので注意する。</u> （国際付則第2条第4項の改正により、下線部分を改訂する。）

8. 複合地区会則の条文掲載の修正

●第13条2項、第14条4項、第21条2項

改訂（60版）	旧（59版）
ライオンズ必携第60版P.150 複合地区会則 第13条 構成および組織 1. 地区は、その管轄地域内において結成され国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。 2. <u>地区キャビネットの承認があり、かつクラブ、地区、国際協会にとって最善である場合に、地区ガバナーは、リジョン及びゾーンを変更することができる。</u> <u>地区は、16以下及び10以上のクラブを持つリジョンに分ける。各リジョンは、クラブの地理的位置を十分考慮して、8以下及び4以上のクラブを持つゾーンに分ける。</u>	ライオンズ必携第59版 P.150 複合地区会則 第13条 構成および組織 1. 地区は、その管轄地域内において結成され国際協会の認証を受けたすべてのライオンズクラブから成る。 2. <u>地区ガバナーは、地区を、ライオンズクラブの地理的位置により、10ないし16のクラブから成るリジョンに、また各リジョンは4ないし8のクラブから成るゾーンに分ける。すべてのリジョンおよびゾーンは、地区ガバナーがライオンズクラブ国際協会の方針に沿うと判断すれば、地区ガバナー独自の自由裁量により変更することができる。</u> （2021-2022年度第6回会則委員会において、上記第13条2項を標準版地区付則第5条4項（a）の条文に置き換えることを決定した。）
ライオンズ必携第60版P.153-154 複合地区会則 第14条 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーの候補者の資格は、それぞれ、国際協会付則第9条4項、第9条6項(b)(c)の規定による。 （1から3は略） 4. 空席の補充 （1）地区ガバナーの空席補充 死亡その他の理由により地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)、(e)<u>および標準版地区付則第2条5項</u>に規定する手順により、有資格者の中から推薦し、国際理事会によって任命される。 （2）副地区ガバナーの空席補充 （a）死亡その他の理由により第1 <u>または</u> 第2副地区ガバナーが空席となった場合は、<u>国際協会付則第9条6項(d)および標準版地区付則第2条6項に規定する手順により</u>、地区ガバナーは、<u>前地区ガバナー、第1または第2副地区ガバナー</u>と、当該地区に所属する元国際会長、元国際理	ライオンズ必携第59版 P.153～155 複合地区会則 第14条 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナー 地区ガバナー、第1および第2副地区ガバナーの候補者の資格は、それぞれ、国際協会付則第9条4項、第9条6項(b)(c)の規定による。 （1から3は略） 4. 空席の補充 （1）地区ガバナーの空席補充 死亡その他の理由により地区ガバナーが空席となった場合は、国際協会付則第9条6項(d)、(e)に規定する手順により、有資格者の中から推薦し、国際理事会によって任命される。 （2）副地区ガバナーの空席補充 （a）死亡その他の理由により第1および第2副地区ガバナーが空席となった場合は、地区ガバナーは、現キャビネット構成員と、当該地区に所属する元国際会長、元国際理事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。 （b）第1および第2副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有し

事および元地区ガバナー全員の出席を求めた会合の議決をもって有資格者の中から補充する。 (b) 第1および第2副地区ガバナーの空席を満たすために選ばれる会員は、次の資格を有していなければならない。 (イ) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、 <u>(ロ) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、</u> (ハ) 第1または第2副地区ガバナー就任の時点で、 (i) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ (ii) 地区キャビネットの構成員として全期または過半の期間を務めた者でなければならない。 (iii) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。 <u>(二) 地区ガバナーとして全期または過半の期間務めていない。</u>	ていなければならない。 (イ) 所属単一または準地区内のグッド・スタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッド・スタンディングの正会員であり、 (ロ) 第1または第2副地区ガバナー就任の時点で、 (i) ライオンズクラブの役員として全期または過半の期間、かつ (ii) 地区キャビネットの構成員として全期または過半の期間を務めた者でなければならない。 (iii) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。(331～337 複合地区) (改正された国際付則及び標準版地区付則の規定に抵触しないよう空席補充の手続きを修正することを2021・2022年度第7回会則委員会で検討し、左記のとおり掲載することを確認した。)
ライオンズ必携第60版 P.161 複合地区会則 第21条 地区ガバナー諮問委員会 (略) 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。	ライオンズ必携第59版 P.162 複合地区会則 第21条 地区ガバナー諮問委員会 (略) 2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第1副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会後90日以内に第1回会議を開き、第2回会議は11月に、第3回会議は2月又は3月に、第4回会議は複合地区大会の約30日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。 (標準版地区付則第4条第1項の表記と一致させる。)

9. その他

ライオンズクラブについて

改訂（60 版）2022-2023	旧（59 版）2020-2021
ライオンズ必携第 60 版 P.20 国際理事会の承認を得て 1976 年 7 月から日本のライオンズは八つの複合地区に分かれて運営されている。<u>各複合地区は独立した権限と責任を持ち、それぞれの複合地区会則に基づいて運営され、この上にいくつかの複合地区を統括するような組織を作ることはできない。このことを踏まえた上で、日本国内の複合地区ガバナー協議会をサポートするため、2016 年 7 月一般社団法人日本ライオンズを設立し、日本のライオンズに共通な事項について各種会議を持ち、融和協調のうちに、その進歩向上を図りつつある。</u> 日本のライオンズクラブのこれまでと今後 我が国のライオンズクラブは 1952 年 3 月に初めて東京に誕生した。（以下略）	ライオンズ必携第 59 版 P.20 上から 19 行目 国際理事会の承認を得て 1976 年 7 月から日本のライオンズは八つの複合地区に分かれて運営されている。 日本のライオンズクラブのこれまでと今後 我が国のライオンズクラブは 1952 年 3 月に初めて東京に誕生した。（以下略） （まえがきの説明文に、左記の下線部分を新規挿入するよう提案がなされ、2021-2022 年度第 7 回会則委員会において審議された結果、全会一致で左記のとおり掲載することを同意した。）



	旧（57 版）2017-2018
（右記下線部分の段落削除の経緯） 2018 年 9 月 13 日第 1 回複合地区会則委員長連絡会議の冒頭で山田元国際会長が基調講演を行い、同会議中に佐藤世話人から（印刷直前の第 57 版ゲラ刷りの段階で）P.20 第 3 段落の削除が提案され、出席した全会則委員長が削除に同意した。11 月 8 日の第 2 回会則委員長連絡会議において、必携から削除した箇所を再確認した。 2018-2019 年度の一般社団法人日本ライオンズ社員総会で、新しい組織図が承認された。従来行われていた 8 複合地区ガバナー協議会議長連絡会議や 8 複合地区委員長連絡会議の形式を取りやめて、新たに現複合地区ガバナー協議会議長 8 名と前協議会議長 3 名による「執行理事会」の下に、各種委員会が設置され、8 複合地区共通の問題を話し合うことに変更された。 2018-2019 ライオンズ必携第 58 版、2020-2021 ライオンズ必携第 59 版からは、右記の下線部分が削除されている。	ライオンズ必携第 57 版 P.20 国際理事会の承認を得て 1976 年 7 月から日本のライオンズは八つの複合地区に分かれて運営されている。 <u>各複合地区は独立した権限と責任を持ち、それぞれの複合地区会則に基づいて運営され、この上にいくつかの複合地区を統括するような組織を作ることはできない。このことを踏まえたうえで、日本のライオンズに共通な事項については、8 複合地区各種連絡会議を持ち、融和協調のうちにその進歩向上を図りつつある。</u> 日本のライオンズクラブのこれまでと今後 我が国のライオンズクラブは 1952 年 3 月に初めて東京に誕生した。（以下略）

役員および来賓の席順 第 60 版 P.199-200

公認プロトコール

下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針である。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。

A. 役職の順位

*役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。

ライオンズの順位は、次の通りとする。

1. 国際会長
2. 前国際会長/LCIF 理事長
3. 国際副会長（地位の順）
4. 元国際会長 (b)
5. 国際理事
（理事会アポインティ）*（レオ・ライオン理事会リエゾン）** (a)
6. LCIF 理事会
7. 元国際理事 (c)
8. 元 LCIF 理事及び元理事会アポインティ
9. GAT/LCIF 会則地域リーダー (a)
10. LCIF 会則地域副リーダー，GAT 各国全域リーダー
11. LCIF エリアリーダー，
FWC/GLT/GMT/GST エリアリーダー及び特別エリア・アドバイザー/日本担当会則地域副リーダー** (a)
12. 複合地区協議会議長 (a)
13. 地区ガバナー
14. コーディネーター・ライオン
15. 国際運営役員

16. 複合地区 FWC/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター
17. 前地区ガバナー (a)
18. 副地区ガバナー（地位の順）
19. 複合地区の各委員会委員長 (a)
20. 元協議会議長 (a)
21. 元地区ガバナー (a)
22. 複合地区協議会幹事（ボランティア）(a)
23. 複合地区協議会会計（ボランティア）(a)
24. 地区幹事 (a)
25. 地区会計 (a)
26. 地区 FWC/GLT/GMT/GST /LCIF コーディネーター(a)
27. リジョン・チェアパーソン (a)
28. ゾーン・チェアパーソン (a)
29. 地区の各委員会委員長 (a)
30. クラブ会長 (a)
31. 前クラブ会長 (a)
32. 元クラブ会長 (a)
33. クラブ幹事 (a)
34. クラブ会計 (a)
35. 複合地区幹事（職員）(a)
36. 複合地区会計（職員）(a)
37. 地区運営幹事（職員）(a)

〔2022 年 4 月国際理事会決議〕

*国際理事会委員会メンバー及び LCIF 執行委員会のメンバーとして国際会長から任命されたアポインティを、同じ役職に就いた他のライオンの前に紹介する。紹介時に、その人がアポインティであることを言い添える。

**レオ・リエゾン・プログラムが終了したときには、この役職はプロトコールから削除される。

2022 年 4 月理事会において、コーディネーター・ライオンが 14 番目に追加挿入されている。以下順位を繰り下げ。

コーディネーター・ライオン Coordinating Lion

国際理事会方針書第 9 章 J. コーディネーター・ライオン・プログラムを参照のこと。プログラムの目的は地区が編成されていない国、暫定地区、移行地区のほか、長期にわたり地区ガバナー職が空席となっている地区におけるライオンズムの全般的な発展を支援するものである。新たなライオンズ国候補が特定され次第、あるいは地区のために追加の支援が必要であると国際理事会が見なした場合には、コーディネーター・ライオンが 1 年または 1 年未満の任期で理事会によって選出・任命される。理事会の承認があれば再任命が可能である。

略語集 (新規掲載) 第 60 版 P.251-253

L	Lion ライオン
LC	Lions Club ライオンズクラブ
LCI	Lions Clubs International ライオンズクラブ国際協会
LCIF	Lions Clubs International Foundation ライオンズクラブ国際財団
IP	International President 国際会長
IPIP	Immediate Past International President 前国際会長
VIP	Vice International President 国際副会長
PIP	Past International President 元国際会長
ID	International Director 国際理事
PID	Past International Director 元国際理事
CC	Council Chairperson 協議会議長
PCC	Past Council Chairperson 元協議会議長
DG	District Governor 地区ガバナー
IPDG	Immediate Past District Governor 前地区ガバナー
PDG	Past District Governor 元地区ガバナー
VDG	Vice District Governor 副地区ガバナー
FVDG	First Vice District Governor 第 1 副地区ガバナー
SVDG	Second Vice District Governor 第 2 副地区ガバナー
MDC	Multiple District Coordinator 複合地区コーディネーター
RC	Region Chairperson リジョン・チェアパーソン
ZC	Zone Chairperson ゾーン・チェアパーソン
TT	Tail Twister テール・ツイスター
LT	Lion Tamer ライオン・テマー
GAT	Global Action Team グローバル・アクション・チーム
GMT	Global Membership Team グローバル会員増強チーム
GLT	Global Leadership Team グローバル指導力育成チーム
GST	Global Service Team グローバル奉仕チーム
FWT	Family and Women Team 家族及び女性チーム
GMA	Global Membership Approach グローバル・メンバーシップ・アプローチ
YCE	Youth Camps and Exchange 青少年キャンプ及び交換
LQ	Lions Quest ライオンズクエスト

SON	Special Olympics Nippon スペシャルオリンピックス日本
SDGs	Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標
CN	Charter Night チャーターナイト
CM	Charter Member チャーターメンバー
MJF	Melvin Jones Fellowship メルビンジョーンズ・フェロー
PMJF	Progressive Melvin Jones Fellowship 累進メルビンジョーンズ・フェロー
FY	Fiscal Year 会計年度 例: FY 2022-2023
MMR	Monthly Membership Report 月例会員報告書
CA	Constitutional Area 会則地域
CA I	United State of America, its affiliates, Bermuda and The Bahamas 第 1 会則地域 米国及びその領域, バミューダ, パハマ諸島
CA II	Canada 第 2 会則地域 カナダ
CA III	South America, Central America, Mexico and Islands of the Caribbean Sea (FOLAC) 第 3 会則地域 南アメリカ, 中央アメリカ, メキシコ, カリブ海諸島
CA IV	Europe 第 4 会則地域 ヨーロッパ
CA V	The Orient and Southeast Asia (OSEAL) 第 5 会則地域 東洋東南アジア
CA VI	India, South Asia and Middle East (ISAME) 第 6 会則地域 インド, 南アジア及び中東
CA VII	Australia, New Zealand, Papua New Guinea, Indonesia and Islands of the South Pacific (ANZI-Pacific) 第 7 会則地域 オーストラリア, ニュージー ランド, パプア・ニューギニア, インドネシ ア及び南太平洋諸島
CA VIII	Africa 第 8 会則地域 アフリカ
BPM	Board Policy Manual 国際理事会方針書
LCIP	Lions Certified Instructor Program ライオンズ公認講師プログラム
FDI	Faculty Development Institute 講師育成研究会
ALLI	Advanced Lions Leadership Institute 上級ライオンズ・リーダーシップ研究会
RLLI	Regional Lions Leadership Institute 地方ライオンズ・リーダーシップ研究会
ELLI	Emerging Lions Leadership Institute 初級ライオンズ・リーダーシップ研究会
NLLI	Next-generation Lions Leadership Institute 次世代リーダーシップ研究会 (日本独自)